

環境基本法第 16 条第 2 項の規定による騒音に係る環境基準の地域類型ごとの地域の指定について

平成 27 年 4 月 1 日

旭市長 明智 忠直

旭市告示第 62 号

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条第 2 項の規定により、騒音に係る環境基準の地域類型ごとに指定する地域を次のとおり定め、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

指定地域

地域類型	指定地域
A	平成 27 年旭市告示第 59 号に定める第 1 種区域
B	平成 27 年旭市告示第 59 号に定める第 2 種区域
C	平成 27 年旭市告示第 59 号に定める第 3 種区域及び第 4 種区域